

◎新潟県告示第359号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

指定区域	埋立地の区分
佐渡市真野大川字清徳 453-1、453-3 佐渡市吉岡字清徳 1472、1472-2、1472-3、1472-6、1472-7、1472-8、1473、1474-3、1474-4 佐渡市吉岡字清酒 1472-9、2212	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号